

寒川町特定保育所における保育の利用等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ （保育の解除） 第4条 町長は、入所児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所児童の保育を解除することができる。 （1） <u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 （2）・（3） （略） 2 （略） ～略～	～略～ （保育の解除） 第4条 町長は、入所児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所児童の保育を解除することができる。 （1） <u>法第19条第2号</u>_____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 （2）・（3） （略） 2 （略） ～略～ <u>附 則</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u>